入会金及び会費規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（以下「本会」という。）定款第７条の規定に基づき、本会の正会員及び賛助会員の入会金及び会費（以下「会費等」という。）について定めることを目的とする。

（入会金）

第２条　入会金は、１００，０００円とする。

２　入会申込者は、理事会が入会を承認した後に本会が発行する請求書の請求日から３箇月以内に入会金を納付しなければならない。

３　会員が部門の独立、営業の譲渡等により退会し、これを譲り受けた会社等が入会する場合、理事会は諸般の事情を考慮し、入会金を免除することができる。

（会費）

第３条　正会員の会費は、別紙１の正会員年会費算定基準の通りとする。

２　賛助会員の会費は、別紙２の賛助会員年会費算定基準の通りとする。

３　理事会は第２条第３項により入会金の免除を受けた会員について、諸般の事情を考慮し、入会した年度の会費の全部又は一部を免除することができる。

（会費の納付等）

第４条　会費の納付は、原則として請求日から３箇月以内に一括納付するものとする。ただし、事業年度の途中で入会したときの会費は、第３条の規定に係わらず、当該年度を四半期に分け、当該会員が会員となった月日の属する四半期から数えて、当該年度の残りの四半期数に、当該会員の該当する年会費の４分の１を乗じた額とし、入会金と同時に納付しなければならない。

２　会費等の送金に要する費用は会員負担とする。

（退会等に伴う会費の納付）

第５条　定款第８条、第９条及び第１０条により会員資格を喪失した場合、会員は年会費につき期限の利益を失い直ちに未納会費全額を納付しなければならない。

（会費等の返還）

第６条　本会は定款第８条の規定に基づく会員の退会及び同第９条の規定に基づく会員の除名に際して、同第１０条第２項の規定により、既に納付された入会金、会費等は返還しないものとする。

（臨時会費）

第７条　本会の運営に特に必要あるときは、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することができる。

（実施要領）

第８条　この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

（改廃等）

第９条　この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

ただし、入会金及び別紙１、別紙２で定める年会費算定基準の改訂については、社員総会の承認を得なければならない。

なお、本規程の軽微な文言等の修正については、社員総会及び理事会の承認を要さない。

〈附則〉

この規程は、平成２２年１０月　１日からこれを施行する。

この規程は、平成２４年１１月２１日からこれを改訂し、施行する。

この規程は、令和７年６月１日からこれを改訂し、施行する。

別紙１

正会員年会費算定基準

正会員は、その申告する売上高に応じて、年会費が定まる。

売上高とは、直近の決算期におけるコンピュータエンターテインメント関連の年間売上高とする。

レベル	売上高	年会費
１	１億円未満	１８０千円
２	１億円以上、５億円未満	２４０千円
３	５億円以上、１０億円未満	３６０千円
４	１０億円以上、５０億円未満	４８０千円
５	５０億円以上、１００億円未満	６００千円
６	１００億円以上、２００億円未満	７２０千円
７	２００億円以上、３００億円未満	８４０千円
８	３００億円以上、４００億円未満	９６０千円
９	４００億円以上、５００億円未満	１，０８０千円
１０	５００億円以上	１，２００千円
個　人		１８０千円
団　体		３６０千円

別紙２

賛助会員年会費算定基準

賛助会員は、下記の４種類とし、それぞれの年会費を下記のように規定する。

賛助会員種別	対象となる会員	年会費
特別賛助会員	本会の目的に賛同し、主たる事業としてゲーム機器・コンピュータハードウェア等の開発又は制作販売を営み、且つコンピュータエンターテインメントソフトウェアの開発又は制作販売に関する事業を主たる事業としていない法人及びこれらの者を構成員とする団体	１口 １００万円とし １口以上
一般賛助会員	本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする正会員・特別賛助会員・海外賛助会員に該当しない法人及びこれらの者を構成員とする団体とする	１口 ３６万円とし １口以上
個人賛助会員	本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人	１口 １８万円とし １口以上
海外賛助会員	本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする海外法人で、日本国内に同一法人を持たない者とする	１口 １８万円とし １口以上